

令和2年8月11日

(設置)

第1条 鶴岡市立荘内看護専門学校移転新築事業の基本構想を策定するため、鶴岡市立荘内看護専門学校基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 基本理念及び教育理念・教育方針に関すること
- (2) 定員及びカリキュラムに関すること
- (3) 建設場所及び学校施設整備に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員は、有識者及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(組織)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。委員長は、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催するものとする。
- 3 委員会に必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、市関係部署、荘内病院総務課、看護専門学校職員において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

(附則)

この設置要綱は、令和2年8月11日から施行する。